第6回改革推進会議提出資料 (起草委員)

県財政の健全化のための提言 (素案)

平成19年8月 日

改革推進会議

I はじめに

※ 会議設置の経緯、審議経過等を記載

以下に述べるように、県財政は大変厳しい状況にあり、財政の健全化は県の最重要課題となっている。

県においては、この提言を十分に検討の上、財政健全化のための基本方針を策定し、具体的な取組を進められたい。

また、現在、島根県の中長期的な展望を示した総合的な戦略プランとなる「島根総合発展計画」の策定に向けた作業が進められているところである。

県においては、この新たな発展計画において、財政健全化のための基本方針と整合性をとりながら、県民一人ひとりが島根に自信と誇りを持ち、総力を結集して、活力に満ちた島根を築いていくための指針を示していくことが必要であると考える。

Ⅱ 県財政の現状

島根県の財政は、今後も200億円台後半の収支不足(赤字)が見込まれ、現状のままでは数年後には基金が枯渇するという大変厳しい状況にある。

これを放置すれば、財政再建団体となり、国の監督下で強制的かつ急激な再建を余儀なくされ、県の自主的な活動はできなくなってしまう。

こうした事態を避けるためにも、速やかに財政の健全化に取り組む必要がある。

歳入をみると、県税などの自主財源が乏しく、地方交付税をはじめ収入の多くを国に依存しているのが特徴であり、財政基盤が大変脆弱であるといえる。

近年、税収が伸び悩む一方で、地方交付税が国の政策転換により急激かつ大幅に削減された。

また歳出面では、一般財源の大半を職員給与費や公債費、社会保障関係 経費などの義務的な経費に充てており、硬直化した支出構造となってい る。

これまで、国の経済対策にも呼応し積極的な公共投資に取り組んできた 結果、地方債残高は増加し、公債費が増大している。

以上のような要因から、多額の収支不足が生じており、財政運営上極めて困難な状況に陥っている。

県では、これまで、「中期財政改革基本方針」(平成16年10月策定)に基づき、定員削減などによる職員給与費の削減や、事務事業の見直し、公共事業費の削減による歳出削減など、財政改革に取り組んできたところである。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取り組みに伴い今後も更なる地方交付税の削減が見込まれる中で、引き続き県財政をめぐる状況は大変厳しく、財政の健全化は喫緊の課題となっている。

Ⅲ 提言

1 改革の進め方についての基本的考え方

- ① 県財政は、毎年度、多額の収支不足が生じており、基金を取り崩すことによって収支不足を埋めている状態にあるが、これは健全な状態にあるとは言えない。毎年度の財政運営において、基金の取り崩しを行わなくても良い状態、すなわち、収支均衡の状態を目指さなくてはならない。
- ② もっとも、現在生じている収支不足を1年や2年の短期間で急激に 解消することは、県民生活や経済活動に影響を与えるため、適当でな い。このため、収支不足の解消は、そうした影響を勘案しながら、段 階的に行っていくことが適当である。
- ③ 収支不足が生じている間は、基金の取り崩しにより基金残高は減少するが、基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備え、当面の財政運営に支障が生じないよう、ある程度の規模を維持する必要がある。

改革の内容が不十分であったり、改革のペースが遅いと、やがては 基金が枯渇し、財政再建団体に転落してしまうこととなり、適当でない。

④ このため、一定規模以上の基金を確保しつつ、収支均衡の実現へ向けて段階的に収支不足の圧縮を進めていくこと、言い換えれば、中長期的に持続可能な財政運営を実現することを、改革の目標とすべきである。

2 集中改革期間

- ① 県財政は、現在のままでは数年後には基金が枯渇するという非常事態にある。財政健全化は「待ったなし」であり、速やかに財政改革に取り組み、県民に対して財政健全化の道筋を示す必要がある。
- ② このため、3年から5年程度の期間を定めて、集中的に改革に取り組むことにより、200億円を超える収支不足のうち相当程度を解消する必要がある。
- ③ そして、この集中改革期間後も、定員削減の計画的な実施などによ

りさらなる収支の改善を図ることによって、できる限り早期に収支均 衡の状態を達成することが適当である。

3 改革の視点

実際に改革を進めていく上では、改革を進めるにあたっての基本的な方向性、改革の視点を明らかにしておく必要がある。

具体的には以下のような視点が重要である。

- 多額の収支不足の解消は、特定の分野の見直しだけでは困難である。 聖域を設けずにあらゆる分野について見直しを行う必要がある。
- 事業の見直しにあたっては、一律に削減するのではなく、安全・安 心な県民生活や県の将来的な発展のために真に必要なものについて は、重点的に財源配分をすることが必要である。
- 行政の守備範囲を点検し、真に県がやらなければならない事業以外は、市町村や民間に委ねるべきである。 また、NPOや住民の力を活かし、県民の総力を結集していくことが必要である。
- 県民サービスを提供するに当たり、最小の経費で最大の効果を上げるため、効率的な組織運営など行政改革を徹底すべきである。
- 改革を進めるに当たっては、危機的な財政状況や改革の必要性に加 えて財政健全化の道筋を県民にわかりやすく説明し、県民の理解を得 るよう努めるべきである。
- 改革は、県の行政に対する県民の信頼がなければ実施できない。 そのため、県公務員が改革に積極的に取り組む姿勢を県民に対して 示すことが重要である。とりわけ、知事をはじめ幹部職員が率先して 取り組むべきである。

4 改革の内容

(1) 歳入

収支不足を解消するためには、歳入面では、使途が限定されない財源である一般財源をどれだけ確保できるかが重要である。

具体的には、以下の点に取り組むべきである。

- 一般財源収入の柱となる地方税・地方交付税制度の充実を、国 に対して強く働きかけるべきである。
- 経済の活性化などによる税収の増を図るべきである。
- 税収について、引き続き未収金の解消や徴収率の向上に努める べきである。

また、現在、水と緑の森づくり税や産業廃棄物減量税、核燃料税など、県独自の課税が行われているが、こうした課税自主権の活用について検討すべきである。

○ 県が保有している財産の売却を促進するべきである。

(2) 歳出

島根県は、自主財源が乏しいこともあり、短期的には歳入の大幅な増加は期待できないため、多額の収支不足を解消していく上で、まずは、その多くを歳出の削減によらざるを得ない。

義務的な経費、任意性の高い経費を問わず、徹底した歳出の削減を する必要があり、具体的には以下の点に取り組むべきである。

[人件費の抑制]

- 職員の定員については、現在、計画的な削減に取り組んでいる ところであるが、事務事業や組織の見直しにより、削減の上乗せ を検討すべきである。
- 職員の給与については、広く県民の理解を得るため、県内の民間の給与の水準まで、官民格差の解消を図る必要がある。
- 給与の特例減額については、改革について県民の理解を得ると ともに収支不足を補うため、引き続き行っていくことはやむを得 ないと考える。

[その他の行政改革]

- 本庁の組織や地方機関などを見直し、時代の変化に対応したスリムで効率的な体制とすべきである。
- 内部管理経費については、無駄をなくし、さらに踏み込んだ一層の見直しを行うべきである。
- 外郭団体については、団体のあり方や事業の見直しを行うべき である。

[公共事業費などの投資的経費]

- 公共事業については、「中期財政改革基本方針」で示された平成16年度対比半減を達成した上で、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ、さらなる削減を行うことについて検討すべきである。
- 公共事業をはじめとする公共投資は、県の発展や県民生活のために真に必要な事業・分野の中で、緊急に実施すべきものについて重点的に行うべきである。

また、コスト縮減により、効果的な実施に務める必要がある。

[任意性の高い経費]

○ 任意性の高い経費については、県の判断で事業を決定できるの で、徹底的な見直しにより、大胆な削減を行うべきである。

「その他」

- 地方債残高は、類似の県に比べて多く、その償還負担が財政を 圧迫している。
 - 地方債の新たな発行の抑制により、地方債残高を減少させ、公債費の削減を図るべきである。
- 県が運営している施設については、その必要性を検証し、民営 化や廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。
- 新たな施設の建設は、財政健全化の見通しが立つまで、原則と

して行わないこととすべきである。

(3) その他

- 基金残高については、急激な社会経済情勢の変化等に備えるため、その規模について一定の目安を設け、その規模を維持するよう 務めるべきである。
- 特別会計や企業会計については、合理化・効率化を図るべきである。

5 財政健全化のための基本方針の策定について

県においては、この提言を十分に検討の上、財政健全化のための基本 方針を策定されたい。

また、経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り 巻く状況は常に変化する。このため、財政収支の見通しや改革の進め方 については、適宜ローリングを行うべきである。